

特定支出控除を受けられる方へ

- 1 給与所得者が所得税法第57条の2の規定に基づいて、帰宅旅費につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、搭乗券・乗車券・乗船券等とともに、乗車した列車の車掌、降車駅の精算所、搭乗する際の空港の各会社のカウンターなどに提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。

ただし、一の交通機関の利用（航空機の利用を除きます。）に係る運賃及び料金の額の合計額が1万5千円未満のときは、証明を受ける必要はありません。

なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

2 書き方

搭乗

- (1) 主文中「私が次のとおり 乗車 したこと」の部分には、該当する文字を○で囲みます。

乗船

- (2) 「乗車等の年月日」欄には、搭乗、乗車又は乗船した年月日を記入します。
- (3) 「利用区間」欄には、一の交通機関ごとの利用した区間を記入します。
- (4) 「依頼書の提出先」欄には、この依頼書の提出先を記入します。

証明の依頼を受けた方へ

この依頼書の提出があった場合は、記載事項が適正に記載されていることを確認した上で、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次により記入等して証明書を依頼した方に交付してください。

1 列車の車内において証明を行う場合

乗務する列車の番号、証明者の姓を記入します（証明者の認印の押印でも差し支えありません。）。

2 降車駅の精算所において証明を行う場合

駅名、証明者の姓を記入します（駅名小印や証明者の認印の押印でも差し支えありません。）。

3 空港の各会社のカウンターにおいて証明を行う場合

航空券の発行会社名、地名、証明者の姓を記入します（バリデーションスタンプの押印でも差し支えありません。）。

4 その他の場所で証明を行う場合

上記1～3に準じて記入等します。